ふじのくに NPO活動に関する基本指針

平成23年3月

静岡県

目 次

はじ	めに	·		
第1	章 1 2	NPO港	ONPO活動促進のあゆみ 法人の状況 ····· 2 ごの県の主な取組とその成果 ···· 2	
第2	章 1 2 3 4 5	地域社会 NPOの NPOの NPOと	O役割と社会的期待 今での役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	章 1 2	NPO混	舌動の現状と課題 舌動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) ,
第4	章 1 2 3	NPO混 企業への	PでのNPO 5動における地域住民への期待 ····· 14 O期待 ···· 14 b割 ···· 15	Ŀ
第5	章 1 2	施策の目	PO活動支援の施策 目標 ············· 19 よ支援策 ·········· 19	
参考	:			
		資料 1 資料 2	N P O推進施策の実施状況・・・・・・・ 23 県内公設 N P O活動支援センター (関連施設) 一覧・・・・・ 24	

はじめに

21世紀を迎えて11年が経過し、少子化・高齢化などの社会構造的課題をかかえる日本においても、世界を席巻する市場原理主義・グローバリズムがもたらす諸問題はいっそう顕在化し、経済格差・地域格差・環境破壊などの拡大は、深刻な社会的課題となってきました。そして、これらを解決するためには、新しい社会経済システムの構築が不可欠で、その改革を実現するためには、行政・企業などに加えて、地域住民による積極的な社会参画・協働が強く求められています。

さて、平成10年3月には、市民の公益活動の促進を目的として「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定されました。平成20年12月には公益法人制度の改革も行われ、地域住民が地域社会でさまざまな活動を行う新たな選択肢が設けられるなど、住民の社会へ参加する行動環境は整いつつあります。

静岡県では、NPO法に基づいて県条例を制定するとともに、「新世紀創造計画第2次実施計画」(平成11年2月策定)において、NPOを新たな社会的役割を担う民間非営利組織として位置づけ、「住民参加の促進」という施策の中で、様々な分野で活動するNPOの活動を支援し、行政とのパートナーシップ構築によるNPOとの連携強化に努力してまいりました。

地方分権が進み、地域からの発想により、地域の個性をつくることがますます大切となり、加えて、行財政改革はもとより、平成23年2月23日に公表した静岡県総合計画「富国有徳の理想郷"ふじのくに"のグランドデザイン」においても「誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり」を掲げ、各種の施策に取り組むこととしております。また、国では近年「新しい公共」という概念が改めて打ち出され、注目を集めています。

まさに、これからの地域社会の発展は、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」がいかにうまく連携し協働し合うかが鍵になると考えております。

このため、県では、「市民」、「NPO」、「企業」、「市町」、「県」のそれぞれの役割を考えながら、静岡県としてNPO活動に対してどのように関わっていったらよいか、その方途や平成27年度までの5年間の取り組みについて、基本指針としてまとめました。

今後、県では富国有徳の理想郷ふじのくにづくりに向け、この基本指針に基づき、施策の具体化に取り組んでいきます。

第1章 静岡県のNPO活動促進のあゆみ

1 NPO法人の状況

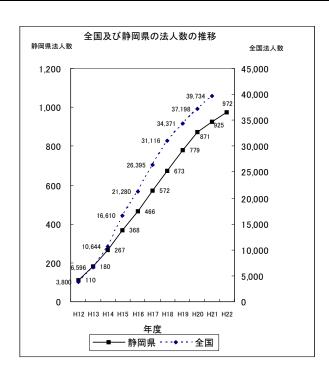
県内のNPO法人数は、平成12年度には県認証の110法人と内閣府認証6 法人の計116法人でしたが、平成23年1月末現在では県、静岡市及び浜松市 認証の法人は976法人、内閣府認証の法人は35法人で計1,007法人となり8.7 倍に増加しています。

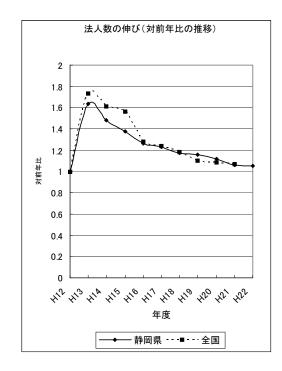
全国的に見ると、平成12年度末のNPO法人数は3,800法人でしたが、平成23年1月末現在には41,864法人となっており、全国の法人数の伸びが本県を上回っています。

(参考) 法人数の推移

(認証法人数:各年度末現在*22年度は1月末現在)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
静岡県	110	180	267	368	466	572	673	779	871	925	972
全 国	3,800	6, 596	10, 664	16, 160	21, 280	26, 395	31, 116	34, 371	37, 198	39, 734	41, 864





2 これまでの県の主な取組とその成果

平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されて以来、県では、次のような取組を進めてきました。

(1) 法令の整備及び執行体制等の整備

NPO法の施行に伴う条例及び規則の制定をし、平成22年度末までに 1,000法人を目標に法人認証を促進してきました。

また、地方分権、地域主権の考えの下、平成17年度に全国に先駆けて 政令指定都市である静岡市に認証権限等の移譲を行いました。平成19 年度には浜松市にも移譲し、さらに平成23年度からは、沼津市にも移譲 することとしました。

(2) 「NPO活動に関する基本指針」の策定

NPO活動の有識者や実践者から成る「ふじのくにNPO推進委員会」を中心に、多くの県民の参加を得て、平成12年2月に、NPO活動に対する県の関わり方の方針を「NPO活動に関する基本指針」として取りまとめました。

(3) 税制における優遇制度の創設

「静岡県税賦課徴収条例」を改正し、税法上の収益事業を行わない特定非 営利活動法人に限り、法人県民税の均等割を減免することとしました。

また、市町村に対し、法人の市町村民税の均等割について、減免を要請し、県内全市町が減免することとなりました。

また、平成20年度から認定NPO法人に対する寄附金を県民税控除の 対象としました。

(4) 県民への啓発・情報の提供及び人材・団体の育成

制度施行当初は、県民の周知と理解を求めるために、一般県民を対象とした講座を開催するとともに、NPOの組織経営、資金の確保、事業の企画立案、会計・税務、行政・企業へのプレゼンテーションなどについての専門講座を開催し、NPOリーダーの養成や人材の確保に取り組みました。

また、平成16年度から2年間をかけて、NPO法人設立アドバイザー を養成し、平成21年度まで法人設立に関する相談・指導を行ってきまし た。この結果、平成23年1月末までに1,000を超える団体が法人認証されました。

(5) 活動支援拠点の整備

NPO活動の支援を行うモデル施設として、平成11年度からはふじのくにNPO活動センターを静岡市内に開設し、以降、平成17年度からは沼津市に設置する東部地域交流プラザ、浜松市に設置する西部地域交流プラザと合わせ、NPO活動に関する情報発信やネットワーク化など、NPO団体及び市町村の支援に取り組んできました。

その結果、各市町においても活動支援センターの整備が進み、平成22 年4月現在、14市17箇所の活動支援センターが整備されています。

(6) NPOの組織及び運営の基盤強化

ふじのくにNPO活動センターと東部・西部地域交流プラザでは、講座の開催、各種相談への対応、助成情報の収集及び発信、NPO相互の情報交換の促進に取り組みました。

(7) 協働の推進

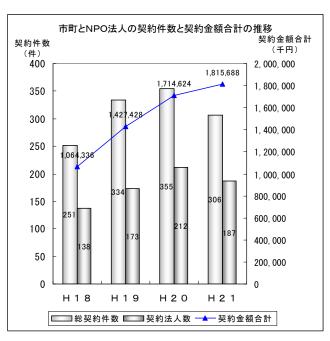
県では、NPOとの協働を進めるため、平成13年度から「NPOアイデア活用協働推進事業」を行うとともに、平成14年度に策定した総合計画「魅力ある"しずおか"2010年戦略プラン」には「NPO等との協働の推進」を位置づけ、施策を推進してきました。

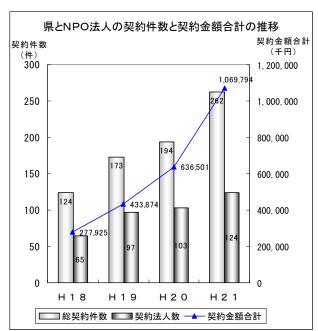
平成16年度には静岡国際NPOフォーラムを開催し、平成17年度には「協働ガイドブック」を作成し、平成18年度からは協働推進フォーラムなどの啓発事業を行ってきました。

平成18年度に策定した「魅力ある"しずおか"2010年戦略プラン」後期5年計画では「NPO等との創知協働による多様な公共的サービスの促進」を位置づけ、協働推進人材の育成、市町に対する協働の働きかけなどを進めてきました。

この結果、県及び市町とNPO法人の契約実績は年々増加し、県のN

POとの協働事業は平成18年度に124件、2億78百万円であったものが 平成21年度には262件、10億7千万円に上り、県内市町においても、平 成18年度に251件、10億64百万円であったものが平成21年度には306件、 18億1千万円となっています。





参考:巻末資料1 NPO推進施策の実施状況

巻末資料2 県内公設NPO活動支援センター (関連施設) 一覧

第2章 NPOの役割と社会的期待

1 地域社会での役割

現代社会においては、少子高齢化が一層進展し、人口が減少する時代を迎えています。反面、世界のグローバル化が進み、様々な国や地域の人たちが共に地域社会で生活する時代となりました。また、核家族化や情報化の進展により、顔や声のないコミュニケーションが氾濫し、孤立した生活者の存在が問題視されるようになってきました。このように人々の価値観は多様化し、複雑な社会問題を生み出しています。

また、複雑な社会的課題の発生に伴って、中央集権の下で、全国の地域が一律に発展していくことに対する限界が認識され、国と地方の関係を見直し、地域主権を進める動きの活発化とともに、行財政のあり方についても様々な議論が交わされ、住民にわかりやすい効率的な行政運営の必要性が高まっています。

このような地域を取り巻く環境の中で、会員の知恵と工夫を生かした創造力・先駆性・行動力・適応性にあふれたNPO活動は、生活者としての現場感覚を持った社会サービスの提供や地域コミュニティ再構築の調整など、企業や行政とともに第3の社会の担い手としての存在意義が一層高まっています。

県民からも、生活での困りごとの解決のために、対応するNPOに関する問い合わせや相談が寄せられるようになりましたが、その反面、個々のNPOの信頼性を問う声も聞かれ、県民の認識も多様化しています。

県では、様々な県民のニーズに対し、NPO独自の問題意識や専門的知識・ネットワークを活かした対応を図るため、協働を推進してきましたが、複雑化する社会課題に対応するためには、住民や企業それぞれが主体的に社会に参加し、社会を支える姿勢を持つことが求められています。NPOはその豊富なアイデアや柔軟な課題対応力を活かして、住民や企業の社会参加の受け皿や調整役としての役割を期待されています。

2 NPOの自立と成熟

多くのNPOはそれぞれの地域で主体的な活動を行い、その活動を継続、 拡大するためにアイデアと議論を積み重ね、様々な分野で活動の幅を広げた り、より専門性を高めた活動を展開しています。

特定非営利活動促進法には、特定非営利活動の定義として「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」と定義されており、その活動は会員(社員)のみならず、広く地域住民等に対する活動が期待されています。このため、会員個人の問題意識を団体のものとして共有し、不特定多数の公(おおやけ)に対してどのように利益をもたらすのか、広い社会的な視点から十分検討し、活動を推進する必要があります。

NPOが社会的な信頼を得て、県民や企業から支持されることにより、公の担い手として自立し、成熟するためには、活動に関する自己責任の認識と活動の評価、説明責任などの社会的責任を果たすことが必要です。組織や収支などの情報はもちろんのこと、活動の目的や内容と成果を利用者や活動への参加者をはじめ広く住民に示し、説明する力が求められます。

また、住民の信頼を確実なものとするためには、NPOが団体個々が目先の利益や一方的な思いを優先させた狭小で独断的な考え方を採ることなく、長期的視野に立った対応が求められます。

3 NPOの安定性と継続性

NPOとして、社会的な課題を解決するためには、利用もしくはサービスの対象者に安定的な活動を継続的に行っていく必要があります。

そのためには、会員やボランティアなどの人材、資金などの確保の方法、 事業の実施方法、外部組織との協力体制などを総合的に勘案し、事業計画 を立てることが必要です。この計画を会員一人ひとりが共有し、常に事業 計画を見直し、必要があれば修正していくことも必要です。

また、人材や資金等の活動資源の調達、効率的な活動展開のために組織体制についても見直していくことが必要です。

安定した活動を社会に提供し、住民に支持されることが、活動への参加者や支援者を増やし、人材や資金の調達に関して好循環を生むことにつながります。

4 NPOと社会的企業

近年、社会貢献の一手法として、経済的な好循環を生むために、社会的企業という概念が出てきました。NPO法人についても、「企業」という言葉にNPO=非営利という点からNPO関係者からは否定的な意見もありますが、ミッションの達成のため、特に貧困の解消や就労支援、まちづくり等の課題に対応するためには雇用の受け皿や、地域活性化のためには地域ビジネスや社会ビジネス手法が重要な場合もあります。

組織を継続的に運営するため、特に法人としての事務局機能を維持する ためには、継続的な収入を得る手段が必要ですので、資金獲得の手段とし ては有効な対応といえます。

ただし、このような事業を行う場合であっても、極端に収益確保に走ることなく、それぞれの団体のミッションに基づいて適切な事業計画を立て、情報の開示を行うとともに地域住民の参加を得られる形で事業を行うことが必要だと考えます。

5 パートナーシップ(連携と協働)の拡大

資金、人材、情報など組織力に恵まれた企業や行政と、きめの細かいサービスを得意技とするNPOが、それぞれの持ち味や利点を提供し合えるパートナーシップの関係を新たに構築できれば、多様で複雑な社会課題に柔軟に対応でき、社会サービスは質・量とも充実するものと考えます。

近年、企業のCSR(社会的責任)への関心が高まり、その活動の担い手としてNPOへの期待が高まっています。また、地域、企業、学校、行政の協働のコーディネーターとしての役割にも期待が高まっています。

NPOには行政のみならず、地域の様々な活動主体と主体的で意味のある連携が必要とされています。自らのミッションや活動を振り返り、活動の拡大・充実を図るために、他分野で活躍するNPO、企業、学校、病院や福祉施設など、様々な方法で問題解決に取り組む組織と連携を図り協働することで、新たな地域の力の創造が期待されています。

第3章 NPO活動の現状と課題

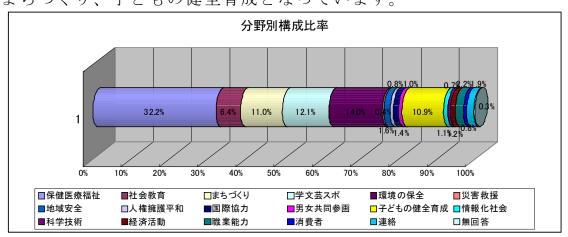
1 NPO活動の現状

(1) NPO法人の現状

平成22年度に実施したNPO法人実態調査からは次のような実態が浮かび上がりました。

ア 活動の分野及び区域

主な活動分野は、障害者自立支援法の施行などにより保健・医療・福祉が約1/3に上り、次いで環境の保全、学術・文化・芸術・スポーツの振興、まちづくり、子どもの健全育成となっています。



活動区域については、法人の 約2/3が単独市町内又は近隣市 町を含む区域で活動し、地域に 密着した活動を行う法人が目立 っていますが、一方で、複数の 都道府県にまたがる区域で活動 する法人も見られました。



イ 組織の運営

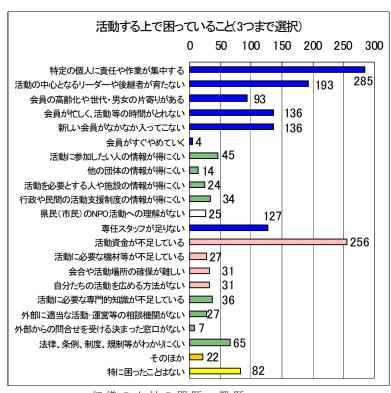
組織の規模については、約半数の法人が30人未満で活動を展開しており、 その中心となる世代は40~50歳代と答えています。

組織運営における課題としては、「特定の個人に責任や作業が集中する」、「後継者が育たない」、「専門スタッフが不足する」など、人材面

での課題を挙げる法人が 多く、物資や資金が不足 していることを課題とす る法人よりも多くなって います。

ウ財政基盤

NPO法人全体の経 常収入の合計は平成12 年度には16.9億円であったものが平成20年度 には149.7億円となり、 正味財産額も平成12年 度には3.6億円であった ものが平成20年度には



組織の人材の問題・課題 情報や知識の不足

活動資金や機材、活動の場などの不足

33.9億円で、明らかに増加しています。

(ア) 財政規模

有給の常勤職員を雇用するのが困難と考えられる500万円未満の財政

規模の法人が55.2%、1人は 可能と考えられる500万円~ 1,000万円の規模のものは 11.2%、2人以上の雇用が可 能な1,000万円以上の規模の 法人は30.7%となっています。

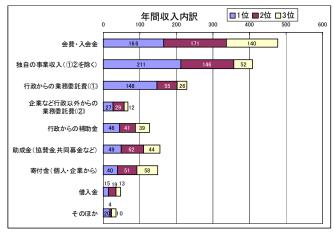


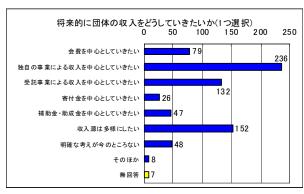
(イ) 収入源

行政からの業務委託、行政以外の企業などからの業務委託を除く法人独自の事業収入を主な財源とする法人が最も多く、次いで業務委託費、会費や入会金を主な財源とする法人が多くなっています。個人や企業からの寄附金を収入源とする法人は5.4%程度となっています。

将来的には独自の事業による収入、事業の受託による収入を中心としたいと考える法人が50.1%を占め、寄附金を中心としたいと考える法人

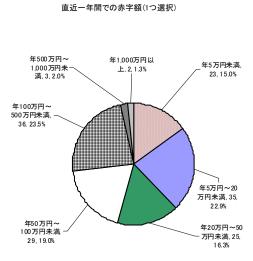
は3.5%となっています。

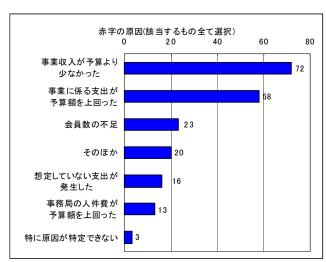




(ウ) 収支決算

直近の決算で赤字が発生した法人は20.8%で、赤字の額は100万円~500万円未満の割合が23.5%、5万円~20万円未満の割合が22.9%、50万円~100万円未満の割合が19.0%である一方、500万円以上の赤字となっている法人も存在します。





事業の計画と実際の運営に大きな乖離があったことを赤字の原因と する法人が多くなっています。

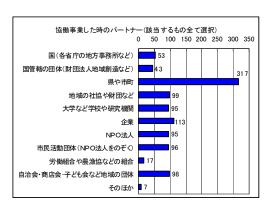
なお、内部留保がある法人は73.7%に達しており、赤字とならないためにこれを活用している法人が多くなっています。

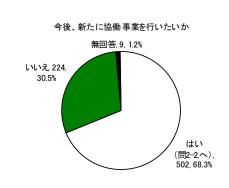
工 協働

行政や企業との協働の実績がある法人は57.3%で、その多くが相手先は 県や市町の行政が最も多く、次いで企業15.4%、地域の財団13.5%、自治 会・商店会・子ども会などの地縁組織13.3%となっています。

NPO法人同士の協働実績は12.9%でしたが、回答したNPO法人の60.0%が他のNPO法人との交流実績を有しており、協働に至らないまでもNPO法人同士が交流・連携を進めています。

今後新たに協働したいと考える法人が68.3%である一方で、人的・時間的余裕が無いなどの理由から協働をしたくないと考える法人も30%程度存在しています。





(2) 一般社団・財団法人の状況

平成20年度の公益法人法の改正を受けた一般社団法人・財団法人 として公益的な活動に取り組む法人(以下、「一般法人」という。) は、法施行後の1年間で、県内に40法人、全国的には3,000法人以上 が設立され、このうち98%程度が非営利的な活動に取り組んでいま す。(公益法人協会の調査結果より)

2 NPO活動の課題

(1) NPO組織・運営の基盤強化

NPO法人が組織を運営する中で直面する課題は、人件費、運営費、事業費の確保といった資金面での課題と、専門性を持つ人材の確保、計画的な組織運営、経理など会計処理の問題、会員の確保など人的資源の管理に関する課題に大きく分けられます。

運営上の問題としては、多くの法人が「特定の個人に責任や作業が集中

する」、「専任スタッフが不足」、「後継者が育たない」といった人的資源 に関することを上げ、活動資金の不足を上回っていますし、課題解決がで きないとする法人は、その原因として資金不足や人材不足をあげています。 資金不足により、組織の人材確保や育成ができないという見方もあり、 活動に必要な資金の確保や運営を担う人材の確保や育成が必要です。

(2) NPO活動の拡大・充実

将来的な収入源の確保について、法人独自の事業による収入を確保したいと考える法人は32.1%に達し、収入源は多様にしたいと考える法人は20.7%、受託事業を中心としたいと考える法人は18.0%と事業による収入を確保したいと考える法人の割合が高くなっています。

持続可能な組織運営に関しては、行政などに依存しない自立した安定的な 財源の確保と人材の資質向上などがあわせて行われる必要があります。

(3) NPO活動への住民理解と説明責任

法施行後12年余が経過する中で、NPO法人の認識は県民の間に定着しつつあります。地域性が強い活動を行うNPO法人の割合が高いことから、地域住民の理解を得ながら活動を継続し活性化を図る必要があります。

実態調査においても、75.8%の団体が寄附を募る取組をしていないと答えており、住民に対して活動状況、財務状況の積極的な開示を行っていないことが覗えます。

行政へ依存する立場から脱却し自立した活動を行うためには、活動成果、 実施状況などを一部上場企業と同様のレベルで開示する必要があります。

(4) 地域と連携した活動の推進

NPOが活動を継続していくためには、活動する地域において、様々な組織、団体等と連携して活動を行っていく必要があります。協働の経験のあるNPO法人の大半は、その相手として行政機関をあげていますが、今後は、行政からの自立という観点からも独自に地域住民、企業、他のNPO団体等との協働を進め、活動の幅を広げていく必要があります。

第4章 地域の中でのNPO

1 NPO活動における地域住民への期待

NPO活動は、地域住民自身の問題意識による社会参加の手段であり、また、生きがいややりがいを創造するための自己実現の手段の一つと捉えることもできます。

NPOの活動基盤は地域であり、NPOを育て、見守っていくのは地域住民の重要な役割です。NPOと対話を進め、時には活動に参加し、NPO活動に対する理解を深める必要があります。また、地域住民が何とかしたい地域の問題や課題を積極的にNPOに投げかけ、その解決策を一緒に考え、行動していくことも大切です。NPOは自治会や子ども会、老人クラブなどのパートナーとなり得る存在といえます。

また、自治会などの従来の地縁組織の中から生まれる社会貢献活動を育む環境を作ることも大切です。

一方、活動の身近な存在として、その活動を監視していく役割もあります。 必要であれば、活動の内容について情報の開示を求め、状況を確認すること も可能です。また、所轄庁*の担当窓口やホームページで活動報告書や収支 計算書を確認することができます。

地域のNPOがどのような活動をしているのか、常に関心を持つことが必要です。

*所轄庁:NPO法人の認証を行う官庁(内閣府、県及び県から権限移譲を受けた市)

2 企業への期待

企業は、本来の事業で商品やサービスを提供し、収益を上げ、雇用を確保 したり、税金を納めるという形で社会に貢献することが基本的使命であるこ とは言うまでもありません。

しかし、企業もまた社会を構成する一員として、地域社会の課題や広い意味での社会の課題を解決するために、その体力に応じて自発的に企業が所有する技術たて組織経営のコツなどの情報提供を行うなど、NPO活動を支援していくことが求められています。

近年、企業の社会的責任(CSR)としての社会貢献活動が重要視され、 社会への貢献度という観点で、商品を選ぶ消費者や出資を決める投資家も見られるようになりました。このような社会の要請に応え、社会貢献活動を企業自らが行い、また市民の社会貢献活動を積極的に支援する企業が増えつつあり、この流れは、地域の中小企業にも広がりつつあります。

また、一部の企業においては、従業員がその知識や技術を活かし、就業時間内等にNPO活動にボランティアとして参加することを容認するプロボノ*を進める動きも出てきました。従業員のプロボノ活動は自ら業務において身につけた知識や技術を職場以外の地域で活かすことにより、その幅が広がり人材育成の一環になるとの考え方もあります。また、一部の大企業はワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、ボランティア休暇を導入する動きもあり、社員・従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整えることも企業の役割ともいえます。

個々の企業は様々な支援を行っていますが、そうした活動について、大企業ではインターネットや印刷物による情報の公開を進めており、手軽に入手できる環境が整えられてきました。企業の側からも市民活動やNPOに期待する事柄を訴えていくことが重要だと考えます。

*プロボノ:「プロボノ」とはラテン語の「Pro Bono Publico」(公共全のために)の略語で、社会人が仕事を通じて身につけた知識、スキル、経験、ノウハウを活かして社会貢献活動を行うことを意味する。

3 行政の役割

NPO活動はその多くが公益活動であり、その意味では行政とともに、公共を担う大切なパートナーであるといえます。地域住民によりよいサービスをより効果的に提供するために、NPOとの相互理解を深め、協働や連携を図っていく必要があります。

また、NPO活動を行う団体には様々なものがあります。法人格の取得は、権利や信用の担保となり、NPO活動の拡大と成長のために重要な手段の一つであります。しかし、その選択は、NPO自身のビジョンに基づいて決められるものです。

さらに、平成20年の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施

行により、民間の非営利組織として、特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、公益法人、一般社団・財団法人(非営利型)が増加するとともに、法人格を持たずとも地道な社会貢献活動を続ける任意団体もあります。できるだけ、法人格取得の有無によるNPOとの関係に優位性をもたせることはなく、全てのNPOに対して常に公平かつ平等に対応していくことが必要です。行政がNPOを支援するに当たっては、NPOの特性に留意して、次の視点を持つことが重要であると考えます。

(1) 自主性・自立性

NPOはそれぞれ自由な意思による参加で活動を行っているので、その支援の結果として、行政への依存度を高めたり、活動に対する誘導や 干渉にならないような内容でなくてはなりません。

(2) 間接性・側面性

社会的使命に基づく主体的な活動は、それぞれの意識に根差した自らの努力によりはじめて成り立つものであります。

支援は、NPOの組織運営そのものに対して助成するといった直接的なものではなく、あくまでその活動の環境づくりを主眼とする間接的、側面的な支援を考える必要があります。

(3) 柔軟性

NPOには、活動が緒についたばかりの組織的に小さなものから、土地・建物を所有し事務局を持つものまで、その形態は千差万別です。支援はNPOの可能性や発展段階に着目し、柔軟に展開していくことが必要です。

(4) 有限性・時限性

NPOが主体となり、自助努力による成長により、はじめてNPO活動の持つ独自性や先駆性といった特性が発揮されます。

従って、支援は、活動主体自らの創意工夫・自助努力による萌芽・成長を誘発するための呼び水としての役割を明確にするため、有限的なも

の、時限的なものとして考える必要があります

(5) 県と市町の役割

県では、NPO活動支援における県と市町の役割を次のように考えています。

(市町の役割)

NPO活動の多くは地域住民に密着したものであり、活動拠点を置く 市町を中心に展開されています。市町のNPO活動に対する理解と連携 は、住民に密着した行政を推進する上でも有効だと考えます。

市町がNPO活動への理解を深めることは、地域住民の行政ニーズの 把握になるとともに、地域の課題解決に住民が主体的に参加することに より、住民に密着した効果的で柔軟性のある解決策を導くことが可能に なると考えます。

また、住民ひとりひとりがNPO活動等を通じて幅広い形で地域の政策過程に参画することは、地方分権を推進していく上においても重要なことであり、NPOからの政策提言を積極的に受け止める姿勢も必要であるといえます。

市町は、NPOに対する住民理解を促進しつつ、ボランティア等の掘り起こしや地元企業や自治会等の地縁組織との協働などの促進を行うとともに、住民が気軽にNPO活動に参加できる機会の提供や相談窓口の設置などNPO活動の支援を推進する必要があると考えます。

地域のNPO活動を市町が積極的に支援し、NPO活動が住民の身近なものになることを期待しています。

*具体的な支援の例(あくまでも例示であり、個々の市町の判断による)

- ○住民の自発的なボランティア活動の促進や活動に関する相談窓口の設置
- ○地域住民に対するNPO活動の広報に関する支援
- ○自治会やPTA、商工会や商店街などの地域を限定した団体との協働の 促進
- ○活動に係る打ち合わせなどに必要な場の提供なり

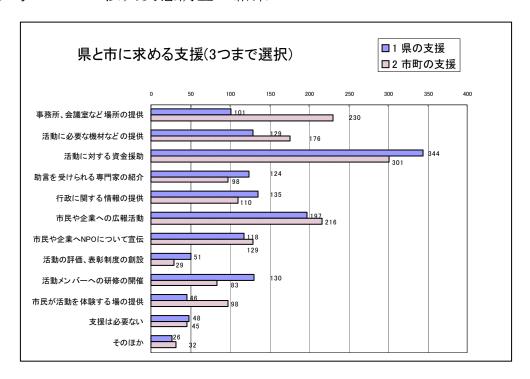
(県の役割)

県は、広域的な視野に立って、NPO活動の質の向上を図るための支援とともに、先進的活動や公益性の高い活動への支援を行います。

特に、NPO法人に関する支援に関して、法人の設立や運営に関する相談、組織の運営を支える人材の育成を行うとともに、広域的に活動するNPOの活動支援、NPO同士のネットワーク化の促進などの支援を行い、県民や企業がNPO活動に参加しやすい環境整備に取り組んでいきます。

また、市町のNPO施策の推進を支援するとともに、県内NPO活動の全体の状況を把握、分析し、必要な対応を検討するなど、NPOの活動基盤の整備に努めていきます。

参考: NPO法人実態調査の結果



第5章 県のNPO活動支援の施策

これから5年間において、県では県内NPO活動の質の充実に着目しながら、市町との役割分担と連携を図り、NPO活動の環境の整備を中心に支援を進めます。

1 施策の目標

NPO支援施策の目標

平成25年度 NPO法人事業費 200億円 (実績値 平成20年度 149億円)

2 具体的な支援施策

(1) NPOの自立した経済基盤の確立等に関する支援

○NPO等の活動基盤整備のための支援事業(ふじのくにNPO活動基金事業)

NPO等の組織運営力の強化を支援するため、会計、税務、人事労務、広報、法務など団体運営の基礎的な知識の普及と技術の習得を支援します。

○NPO活動助成事業 (ふじのくにNPO活動基金事業)

NPOの新たな取組や独創的で公益性が高い活動について、県民、 企業、行政が協力して資金的な支援を行います。

また、この事業における成果を他の地域や団体に活かせるよう、普及します。

○助成についての情報収集・発信

企業や民間団体などの助成機関からNPOへの資金助成、その他の情報を、全国ベースはもちろんのこと、静岡県内企業等の助成情報の収集を行い、積極的に提供します。

○融資を受けやすい環境の整備(ふじのくにNPO活動基金事業)

事業の拡大等に係る資金調達の一手法として、金融機関等からの融資を希望するNPO等が融資を受けやすいよう、融資の考え方や受け方、手続きなどを習得できる環境づくりを進めます。

(2) 県民等からの寄附の促進

○(再掲)NPO活動助成事業(ふじのくにNPO活動基金事業) ふるさと納税等を活用して、県民や企業からNPO活動に対する寄 附を募集し、NPO活動を支援します。

○ 寄附募集支援事業 (ふじのくにNPO活動基金事業)

NPO等の寄附の促進に関する取組を支援します。また、事業の成果をもとに、寄附者との関係の構築や情報交換のあり方など、効果が上がった取組に関してはふじのくにNPO活動センター等を介して広く他の団体に広報していきます。

(3) NPO等の情報公開の促進

NPOが自らの活動に関する情報の公開を促進するため、ふじのくに NPO活動基金事業のホームページを活用してデータベース等の構築な ど、効果的な仕組みづくりを進めます。

また、効果的な情報公開のあり方や寄附者に対する情報提供など、団体の自主的な情報公開のあり方に関する検討を進めるとともに、住民がNPOの活動をチェックしやすい情報提供に努めます。

(4) 認定NPO法人への移行の促進

寄附の促進を図るとともに、NPO活動の透明性、健全性の確保に関する支援を行い、認定NPO法人への移行を促進します。

(5) 地域住民、企業等、多様な主体との協働の促進

○協働のルールづくりの推進

NPO関係者、企業、行政など関係者で、協働で課題解決を図る場合の参考として、双方の果たすべき役割や費用等の分担、求める成果水準の共有化、評価の方法など、対等な関係で事業に取り組むための協約のあり方や関係づくりの方法などをまとめたガイドライン(ガイドブック)などを作成します。

○NPO活動マッチング支援システムの構築

NPO活動への参加希望やNPOとの協働を希望する企業や団体等 とNPOの出会いや情報提供を行い、調整する仕組みを構築します。

また、物品に関しても、有効で効率的な調達を支援できる仕組みを構築します。

○行政からの委託事業における前金払いの促進(ふじのくにNPO活動 基金事業)

NPO等が行政から事業を受託する場合、行政機関の前金払い制度 の導入を働きかけるとともに、23年度、24年度に限り行政からの委託 事業のつなぎ融資に対し、利子の一部を助成します。

○協働提案制度によるNPO等との協働の推進

県の業務に関する情報を公開し、NPO、企業等からの業務実施に係る協働提案を広く受け付けるとともにその実現を図り、協働の拡大に向けた体制づくりを推進します。

(6) NPO活動を陰で支える中間支援機能の育成支援

○NPO相談の実施

NPOの組織運営、法人の設立から解散に至るまできめ細かな相談を随時、対応します。

○市町のNPO活動支援施策の支援

市町が設置するNPO活動支援センターの活動を支援するため、ふじのくにNPO活動センターを中心にネットワークを構築し、それぞれの地域にあったNPO活動支援について一緒に考え、必要があれば協働します。

○NPOのネットワーク化の促進

NPO団体の活動分野や活動地域などの単位で横の連携体制のあり 方を検討し、ネットワーク化を促進します。

○NPO活動に関する情報提供の推進

NPO活動に関連する国の施策、県外の先進的なNPO活動に関する取組等、広く情報を収集し、県内NPOに提供します。

また、NPO活動に関する情報を、住民や企業、他の団体等、広い 視点から提供します。

○基金事業の運営委託 (ふじのくにNPO活動基金事業)

ふじのくにNPO活動基金事業に関する運営をNPOに委ねることにより、運営委員会における様々な分野の委員との交流や県民意見の集約、基金を活用したNPO活動の把握や評価などをまとめることにより、NPO活動を幅広く客観的に捉える機会を創出します。

NPO推進施策の実施状況

		年度	進他束の美他な ────────────────────────────────────	H11(1999)	H12 (2000)	H13(2001)	H14(2002)	H15(2003)	H16(2004)	H17(2005)	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21 (2009)	H22(2010)		
	市田	動向 町村数(年度末)	(H10.12 NPO法施行) 74	74	74	74	74	73	68	42 静岡市へ権限移譲	42	42 浜松市へ権限移譲	37	35 権限移譲の拡大検討	35		
	期間					NPO草創期 。	I			<u> </u>							
		外部組織	NPO推進	董委員会		NPO懇話会				NPOパートナ	トーシップ会議			(タウンミーティングにより実施)			
	施策の方向		「NPO活動に関する基本指針」策定(H12.2) ・法令・執行態勢の整備 ・制度の普及・啓発 ・活動拠点の整備		2.2)	・行政によるNPOの設立、運営などの支援 ・人材育成		1	・NPOによるNPO支 ・NPOを支援する人材 ・協働の推進	援へのバトンタッチを目指 材の育成	ब ंग	・協働の推進		・県・政令市・市町の役割 分担にそったNPO活動支援センターの再編	・パレットの再編 ・NPO支援制度の研究		
	活動 の	(県) モデル施設、 活動拠点の 整備・運営		ふじのくにNPO活動セ ンター設置 (H11.7)		ふじのくにNPO活動セ ンター設置(H11.7)		(西部地域交流プラザ開 設H13. 11)		ふじのくにNPO活動セン ター運営を業務委託 (H15.10)	/ 東部・西地域交流プラ ザに指定管理者制度導 入(H16.10)	東部・西地域交流プラ ザがNPO推進室所管 へ		東部・西部地域交流プラザ指定管理者更新	・方向性検討 ・庁内・政令市と調整開始	中部パレット見直し 東西再指定 (東部1年、西部1年)	中部:移転、ソフト機能強化 東部・西部: 23年度以降のあり方検討
	整備運営	市・町の 活動拠点 整備・運営			島田市1(公·公) 磐田市(公·民)		浜松市(公·民) 三島市(公·公) 藤枝市(公·民)		沼津市(公·民) 熱海市(公·公) 伊東市(共·民) 島田市2(公·民)	富士市(公·民) 焼津市(公·民)	清水区(公·民) 袋井市(公·民)		掛川市1・2(公・民) 御殿場市(公・民)10月 島田市 1か所廃止	・島田市(公・公) ・静岡市番町(公・民)10月	(浜松市まちづくりセンターが 市民協働センターに)		
		施設数累計			2	2	5	5	9	11	13	13	15	17			
		講座の開催	NPO 市 F	三 公盟講座		NPO地域講座		パートーナーシップ実践詞	たいしゃったで講座開催								
	ᇈ	NPO活動の 理解促進	NPO市民公開講座 ◆		-			座(NPO基礎知識) NPO無い市町村対象 328名参加	Survice (77) (B			東部30回 中部 6回 西部17回			(パレットで実施)		
	人材育成	NPO活動の 実践者育成			•	NPO市民大学院講座 (リーダー養成92名修了	7)	NPO人材マッチング事業(フォローアップ)						(パレットで実施)			
	NPO活動の 支援者育成				マネジメントサポーター (退職者活用 94名修了		NPO法人設立アドバイ+ (47名修了) ◆	」 ザー養成講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					(パレットで実施)				
実施事	1	相談					ふじのくにNPOアド/ (立上、設立相談者 [*]			NPO法人設立相談会事 (H17,18 3パレットに委		* ① ~ 各パレット管理業務に】	取り込み	相談体制、アドバイザー制度の見直し			
業						NPOマネメジメントアドハ	バイザー派遣事業(H12~	、団体への派遣100件)									
							NPOネットワーク情報説	悲作成(H12∼)			* 18~						
		情報提供					地域ポータルサイト構 築事業	しずおかNPOの森運用 開始	NPOホームページパ ワーアップ事業		中部パレットに委託		NPOの森、ボランティア人材 バンクの閉鎖(年度末)	†			
		アイデア活用	デア活用					NPOアイデア活用協働	推進事業(H13~)				随時受付に変更。パレ	ットも窓口に。			
		提案(採用)件数				27(9)	45(17)	52(14)	33(17)	10(2)	6(4)	7(1)	提案を調整(2件)				
	協	手引等作成								協働ガイドブックの作成	「協働のてびき」の作成						
	働の	フォーラム・ モデル実施							静岡国際NPOフォーラム(6月)	協働推進イベント ・事例研究発表会 ・活動発表会	NPO協働推進フォーラ ム	NPO協働推進フォーラ ム	自治体フォーラム全国大会(11月) 5 NPO協働推進フォーラム(20~各パレット管理業務 に取り込み)	 、NPO協働推進フォーラム			
	-	人材育成									▼ NPO協働推進人づくり 塾(NPOに委託)		•	協働推進人材育成講座	協働推進人材育成講座		
		職員研修										行政職員研修	→	新規採用職員研修	・市町・センター担当者会議		
	市町の <u></u> その他	町の支援・連携						第1回県内NPO活動センター会議を開催				・市町担当者会議 第8回県内センター会議	・市町センター担当者会議・全国大会を協働実施		・地域別交流会等・センター空白地域への支援NPO法人実態調査(緊急雇		
N		<u></u> 県内NPO法人数 正数) * 22年度末1,000以上		40	110	180	267	368	466	572	673	779	871 [版学2(思社)	業) 925 取327月表	用) (指標)H22年度までに		
P 0		企業(1,000以上 全国NPO法人数		1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,280	26,395	31,116	取消1	取消2(累計)	取消2(累計) (2月末)36,314	1,000以上		
法 事 務		県申請窓口	県民生活課	NPO推進室	→	→	→	→ ·	→	NPO推進室		NPO推進室	県民生活室	→ →	県民生活課		
			3(1)	各行政センター 5(3)	6(3)	6(3)	7(3)	4~9月 7(3)	4~6月 6(1)	各県民生活センター	6	6	(NPOスタッフ) 3.8	3. 8	(NPO班) 4.5		
	-1					- \ - /	1/	10月~3月 6	7月~3月 6		_						

県内公設NPO活動支援センター(関連施設)一覧

		7,1,32,32,11,	- 70 2437			· 	休館日	1 1		ı		施設概要				車	事業		l		利用	老 数			l tot	外の団体の	利用の可	平成22年4月現在	
Ē2	置者	名称	施設の 運営方法	管理体制	所在地	連絡先	(年末年始 は記載略)	開館時間	面積(㎡)	オープンスペース	会議室(有料)	事務プース	ロッカー(長期用;有料)	印刷機	相談		情報支援	交流	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	事務所	構成員	活動エリ ア	備考	開設時期
± = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		ふじのくにNPO活動 センター(中部パレッ ト)	公設民営	受託者 プラットホーム静岡・ 東海道吉原宿コンソー シアム	〒422-8067 静岡市駿河区南町14- 水の森ビル2階 (H22.4.22移転)	1 TEL: 054-260-7601 FAX: 054-260- 7603	月	9時45分~21時00分 (日・祝日は17時ま で)	188.87m²	0	×	×	×	0	0	0	0	0	29,152	29,459	35,136	36,858	35,671	33,531	0	0	0	県外の団体でも利用可能	H11.7
県静	岡県	東部地域交流プラザ (東部パレット)	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人静岡県東部 パレット市民活動ネッ トワーク	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル3階	TEL: 055-951-8500 FAX: 055-952- 1433	月	9時~21時	904.5m²	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,928	45,148	45,114	46,957	43,835	54,036	0	0	0	県外の団体でも利用可能(スモールオフィスは地域内の団体のみ)	H8.10
書	岡県	西部地域交流プラザ (西部パレット)	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人ボランティ ア支援ネットワークパ レット	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100 1 ザザシティ浜松中5 館5階	TEL: 053-458-7115 FAX: 053-458- 7026	月	9時~21時30分	767,3m²	0	0	×	0	0	0	0	0	0	22,960	18,200	22,612	36,765	48,162	53,013	0	0	0	県外の団体でも利用可	H13.11
書:		静岡市清水市民活動センター	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPOサポート・しみす	〒424-0943 静岡市清水区港町2-1- 1 キララシティ 2階	TEL: 054-340-1010 FAX: 054-351- 5530	第1水 第3水	9時~21時30分 (日・祝は18時まで)	386m²	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(旧施設) 3,142	(旧施設) 4,022	4,633 (途中まで 旧施設)	7,688	7,473	8,129	Δ	Δ	Δ	市外団体の場合、静岡市を含む広域的区域を対象とした市民活動を行う利用可。	H18.10
青		静岡市番町市民活動セ ンター	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人静岡県ボラン ティア協会	7 7424-0943 静岡市葵区一番町50	TEL: 054-273-1212 FAX: 054-273- 1213	第1水 第3水	9時~21時30分(日・祝は18時まで)	1,386m²	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_		7,968	Δ	Δ	Δ	市外団体の場合、静岡市を含む広域的区域を対象とした市民活動を行う利用可。	H21.10
中部	油市	しまだ楽習センター	公設公営 (公の施設)	市の直営 (社会教育課)	〒427-0022 島田市4928-8 木材会館クラシカ	企画課 0547-36-7121 楽習センター 0547-37-7376	1	9時~21時 (土・日・祝は17時まで)	 (1,354.3㎡)	×	△ 登録団体は一 部無料で利用 可	×	×	0	×	×	×	×	(旧施 設) 572	(旧施設) 605	(旧施設) 1,128	(旧施設) 818	(旧施設)	374	×	×	×	有料施設は特に利用制限なし。 団体登録は市内の団体のみ(月2回まで 有料会議室を無料で使用可)	. H21.04
(4市6施設)	細市	活動室、打合せコー ナー(地域交流セン ター「歩歩路」内)	公設民営 (公の施設)	指定管理者 (㈱まちづくり島田	〒427-0022 島田市7968-5(本通 丁目)	TEL: 0547-33-1550 3 FAX: 0547-33- 1565	_	9時~22時	活動室 13㎡ 打合せコーナー 約10㎡ (1,400㎡)	0	〇 同一施設 内	×	×	0	0	×	×	×	741	1,394	284	163	66	1,154	×	×	×	原則、市内の団体	H16.04
ß	津市	ふくしの広場(焼津市 総合福祉会館「ウェル シップやいづ」内)	公設民営 (公の施設)	指定管理者 焼津市社会福祉協議会	〒425-0088 焼津市大覚寺630	TEL: 054-621- 2941 FAX: 054-626- 0573	第3日・祝	9時~21時30分	279.29㎡ (5,170.49 ㎡)	0	〇 同一施設 内	×	〇 無料	0	×	×	×	×	-	3,943	3,700	3,799	4,534	5,279	Δ	0	×	市内に活動の拠点がある団体	H17.04
商	枝市	ふじえだ市民活動支援 センター	公設民営	ふじえだ市民活動支援 センター運営の会が運 営	〒426-0034 藤枝市駅前2-1-5 藤 枝市文化センター2階	市民協働課 054-643-3111 支援センター 054-646-3555	第2日曜	9時~21時(事務所は9時30分~16時30分)	市民交流フロア 545㎡	0	〇 無料	×	0	0	0	0	0	0	675 団体	517 団体		451 団体		662 団体	Δ	Δ	×	藤枝市を中心として市民活動を行う団体 又は個人。会議室、印刷機の利用は登録 が必要(要会費)。	本 H14.12 (H21.11移 転)
72	洋印	NPO相談窓口 (ぬまづ健康福祉プラ ザ「サンウェルぬま づ」内)	公設民営 (公の施設)	指定管理者 沼津市社会福祉協議会 業務委託 NPO法人アットコミュ ニティ	沼津市日の出町1-15		水・土・ 施設休館日 (第3月)	9時~12時15分、 13時~17時30分	18.49㎡ (約5,400㎡)	〇 同一施設 内	〇 同一施設 内	×	〇 同一施設 内	〇 同一施設 内	0	0	0	0	(旧施設) 1,879 (10月~)	(旧施設) 4,029	(旧施設) 4,258	(旧施設) 3,732	341	365	0	0	0	市外団体もサンウェルに団体登録すれば 施設の利用可能	[‡] H20.04
桑	海市	熱海市NPO・ボラン ティア団体支援ルーム	公設公営	担当職員1人非常駐	〒413-8550 熱海市中央町1-1 熱海市文化会館内	TEL: 0557-86-6074 FAX: 0557-86- 6041	-	9時~21時	45m²	0	×	×	×	0	×	×	×	×	604 (6月~)	767	863	923	741	1,469	Δ	Δ	×	市外団体でも、市内で社会貢献、公益的 活動を行っているか行おうとしている団体は登録可	H16.06
東部(6	島市	三島市民活動センター	公設公営	嘱託1人、臨時1人 (夜間・休日管理委託 職員1人)		TEL(FAX兼) 055-983-2693	_	9時~21時	549m²	0	O 無料、有 料とも	×	×	0	×	×	0	×	13,918	12,684	15,510	18,620	17,593	18,393	Δ	0	Δ	市外の団体でも三島市民が利用する場合 は利用可	H14,04 (当該施設は H17,04)
市 6 施 設	東市	いとう市民活動支援セ ンター「Pal」	共設民営	まちづくりセンター伊 東(16.11.25~)	〒414-0022 伊東市東松原町13-22	TEL: 0557-36-1444 FAX: 0557-36- 1520	土~火	水〜金 13時30分〜 21時30分 (木は15時30分か ら)	137.44m²	0	×	×	× (会員用無料 専用棚あり)	X (コピー、ブ リンターあ り)	0	0	0	0	342 (11/25 ~2月)	882	664	941	588	625	0	0	0	特典を得る一方運営や事業の支援をする登録 会員制度(有料) 2ヶ月に1度会議(市外 の団体も会員登録は可能)	₩ H16.11
)	土市	富士市民活動センター 「コミュニティ f 」	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人東海道・吉原宿		TEL: 0545-57-1221 FAX: 0545-57- 1091	-	10時~22時 (日、祝は17時まで)	642.18m²	0	〇 無料	×	〇 無料	0	0	0	0	0	_	2,585 (10/23~)	8,810	10,881	15,158	25,645	0	©	0	市外の団体も利用可能	H17.10
御	ひます	市民活動支援センター (御殿場市民交流セン ター「ふじざくら」 内)	公設民営 (公の施設)	指定管理者 御殿場市社会福祉協議 会 業務委託 NPO法人静岡県東部 パレット市民活動ネッ	御殿場市萩原988番 地の1(御殿場市民交 流センター「ふじざく	TEL: 0550-70-6820 FAX: 0550-70- 6817	月(施設は 第1月)	スタッフ駐在:10時~18時(火、木は21時まで)※交流センターは9時~21時30分	270㎡ (6,231㎡)	0	〇 同一施設 内	×	0	0	0	0	0	0	_	-	—	_	8,219 (10月~)	13,746	0	©	0	市外でも営利目的の団体でなければ登録 可(ロッカー、メールボックス利用は団 体登録が必要)	
浜	松市	浜松市市民協働セン ター	公設民営 (公の施設)	指定管理者 浜松市民協働サポート グループ	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 13番3号	TEL: 053-457-2616 FAX: 053-457- 2617	-	9時~21時30分	1,510㎡	0	0	×	0	0	0	0	0	0	29,325		30,637 づくりセンタ		•	37,950	0	0	0	・市民活動団体は認定制で利用料半額、 一般団体は全額負担(事務所の所在地に よる制限なし) ・平成22年4月からまちづくりセンター を市民協働センターに改編	- H22.04 H14.04 (ま ちづくりセン ター)
西郊	т	いわた市民活動セン ター「のっぽ」 (H21.5まで磐田NPO交流 センター)	公設民営	業務委託 NPO法人 磐田まちづ くりネットワーク	〒438-0832 磐田市森岡150(豊田 支所1階)	自治振興課 0538-37-4710 センター (Tel,Fax) 0538-37-2851	日・祝	9時~17時 (夜間、休日は無人だ がNPO協議会会員の み利用可能)	108m²	0	×	×	×	0	0	0	0	0	4,750	5,117	7,885	8,819	9,730	5,565	Δ	Δ	×	市外の団体でも活動内容により登録可能	H12.09 (H21.06移 転)
1 4 市 5		掛川市大須賀市民交流 センター	公設民営 (公の施設)	業務委託 大須賀市民交流セン ター運営協議会	〒437-1304 掛川市西大渕100	掛川市大須賀支所 0537-48-1002	火	9時~18時 (夜間利用予約がある 場合、22時まで)	354m²	0	O 無料、有 料とも	0	×	0	×	0	0	0	_	_	—	_	10,081	11,994	×	×	×	登録は市内に活動拠点があり、公益的活動をしている団体・個人 (有料会議室は登録のない団体でも利用可能)	
施設	训市	掛川市大東市民交流セ ンター	公設民営 (公の施設)	業務委託 大東市民交流センター 運営協議会	〒437-1416 掛川市三俣620	掛川市大東支所 0537-72-1112	火	9時~18時 (夜間利用予約がある 場合、22時まで)	837m²	0	O 無料、有 料とも	0	×	0	×	0	0	0	_	_	_	_	5,327	10,277	×	×	×	登録は市内に活動拠点があり、公益的活動をしている団体・個人 (有料会議室は登録のない団体でも利用可能)	
#	##市	袋井市協働まちづくり センター「ふらっと」	公設民営 (市有財産貸与に よる自主管理)	ふらっと運営会議	〒437-0022 袋井市方丈3丁目5-1	TEL(FAX兼) 0538-43-6315	_	スタッフ駐在:月〜 土:9時30分〜14時、 日・祝日:9時30分〜 12時 ※その他の時間は登録 団体に限り利用可	182.74㎡	0	〇 無料	×	×	0	0	0	0	0	_	_	4,711 (5/20 ~)	7,676	7,279	7,489	Δ	Δ	×	団体登録制(要会費)。市外団体の登録 は、主に袋井市内で市民活動を現に行っ ている、又は今後市内で市民活動を行う 計画があること。	U1905
	l			L	_1	_ l	<u> </u>		* () は公のii	たいヘルカス	· 千圭	<u> </u>	<u>:</u>			:	:	·	1	고 above .	古数だの部	ナー+h / '市々	タルンが士					… 条件(活動エリア等)による△	

あとがき

今回の改訂に当たっては、これまで県のNPO活動促進施策に関して様々な助言をいただいてきたNPO関係者、学識経験者、企業・金融機関関係者、市町担当者など各方面の皆様から貴重な御意見・御助言をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

意見・アドバイスをいただいた方 (敬称略:五十音順)

(氏 名) (所 属・役 職)

青木 清高 社団法人静岡県経営者協会・専務理事

金川 幸司 静岡県立大学経営情報学部·教授

木村 幸男 NPO法人静岡県ボランティア協会・理事

佐野 荘一 NPO法人 東海道・吉原宿・代表理事

都甲 豊子 いとう市民活動センターPal・代表

日詰 一幸 静岡大学人文学部·教授

桧森 隆一 一般社団法人指定管理者協会·理事長

市民フォーラム21・NPOセンター・理事

增田 光晴 静岡県労働金庫営業推進課

編集発行 静岡県くらし・環境部県民生活課 電話番号 054-221-3726